

手形・小切手法 第3版：主要改訂箇所一覧

2005年10月 新世社

【下線部が第2版から第3版への改訂部分です。】

- * 11頁下から2行目： 以下
為替手形の支払人による引受があるか， 盗難届または紛失届が提出されていないか，
- * 12頁最下行～13頁2行目
いる。統計上，今日，わが国銀行の貸付取引の形態中で，約1.4%を手形割引が，約10.6%を手形貸付が，約15.0%を当座貸越が，そして約73.0%を証書貸付が占めている2)。
- * 18頁脚注6
6) この事柄は，・・・株券等保管振替法（株券等の保管及び振替に関する法律）を成立させた（この法律は平成21年6月までには廃止され，「社債，株式等の振替に関する法律」が適用されることになる）。
- * 20頁1行目～5行目（以下「会社」は会社法の略記）
券の引渡しによって行われ（会社128条1項），株券の占有者は適法な所持人として推定される（会社131条1項）。そして，株式の移転は株主名簿の書換がなければ会社に対し対抗できない（会社130条1項）。株主名簿上の株主である限り，株主は権利行使のためその都度株券を呈示する必要はなく，株主総会の招集等は会社により各別に通知される（会社299条1項・202条4項）。
- * 20頁脚注7・8
7) わが国の法制度上では，株券には株主の氏名が記載されてはいるが，譲渡は株券の引渡しにより行われ，株券の占有者は適法な所持人として推定されて，善意取得の規定の適用が認められる（会社131条）。したがって，会社に対する対抗の面は別として，少なくとも，流通面だけからみれば，株券は無記名証券に属するといつてよい（参照，河本・現代会社法〔新訂第九版〕〔九一〕）。
8) 通説を批判して，株主の権利行使の前提である株主名簿の書換に株券の呈示が必要である点を強調し，株主権の行使には株券所持を必要とする应考虑すべきであるとする見解がある（鈴木・商法研究 300頁，河本・現代会社法〔九一〕）。
- * 23頁（イ）
（イ）手形法・小切手法の意義 実質的意義における最広義の手形法・小切手法には，手形法・小切手法のみならず，刑法（刑162条・163条），税法（印紙税2条・3条・4条1項），民事訴訟法（民訴5条2号・228条1項・4項・259条2項・350～367条・383条2項・398条1項4号・5号），破産法（破60条・163条），非訟事件手続法（141～160条）などの規定も含まれる。このうち，手形・小切手に関する私法規定の全体を広義の手形法・小切手法という。この中に

は、厳密に手形関係または小切手関係に固有な法を意味する狭義の手形法・小切手法（固有の手形法・小切手法）および民事手形法・小切手法が含まれる。前者は、独立した法典たる手形法・小切手法である形式的意義の手形法・小切手法から原因関係や資金関係に関する規定、国際私法的規定を除いた部分であり、後者は、手形・小切手にも適用される一般民商法上の規定、原因関係、資金関係などに関する規定を指す。

*** 25頁最下行に追加**

しかし、法的対立の存在と共に、国際的支払決済手段としての手形の地位低下のため、この条約の発効の目処は立っていない。

*** 62頁1行目**

自然人はすべて権利能力を有するから（民3条）、

*** 62頁下から7行目から63頁最下行まで**

とができる（民5条1項・2項・120条1項）。

なお、未成年者が単に権利をえまたは義務を免れるべき行為をなすには法定代理人の同意は不要とされているが（民5条1項ただし書）、手形行為の性質上この規定の適用の余地はない。ただし、未成年者は、法定代理人が処分を許した財産については許された範囲において、また、営業を許されたときにはその営業に関して、完全な手形行為能力を有することになる（民5条3項・6条）。

成年被後見人のなした手形行為は常に取り消すことができる（民9条）。後見人の同意があっても同様である。被保佐人が民法13条1項に列挙される行為を保佐人の同意をえずにした場合には、取り消すことができる。手形行為はこの規定が列挙する行為に該当するか否かに関して争いがあるが、手形行為により手形上の債務を負担するときには借財（民13条1項2号）にあたるか否かが通説・判例（大判明39・5・17民録12輯837頁）である。

また、無担保裏書のような手形債務の負担を生じない場合には重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（民13条1項3号）にあたるか否かが争われる。したがって民法13条の手形行為への適用を認める見解によるべきである。被補助人については、補助人に13条1項2号・3号に該当する行為に関して同意権・取消権が付与されている場合（民17条1項・4項）には、被補助人が手形行為をなすにあたって補助人の同意が必要であるから、この同意を欠く手形行為は取り消すことができる。

手形行為能力は当該手形行為をなす時点において存すればよく、後に至ってそれを失っても手形行為の効力には影響がない。制限行為能力者の手形行為が取り消されると、初めから無効なものとみなされ（民121条）、この者は何人に対しても手形上の債務を負わない。制限行為能力を理由とする無効、取消しの抗弁は、すべての者に対して対抗できる物的抗弁である。手形流通や手形取得者の保護よりも制限行為能力者の保護をより重視しているからである。

なお、手形行為が制限行為能力のため取り消されても、その手形に署名した他の者の負った手形債務の効力はそれにより妨げられることはない（手7条）。制限行為能力者が手形を振り出したり裏書したが後に取り消す場合には、何人かが手形を善意取得（手77条1項1号・16条2項）していない限り、その返還を請求できる。無権利者から善意で取得する場合以外にも、広く善意取得の成立を認める見解をとれば（後述183頁以下）、取り消された手形行為により制限行為能力者から直接に手形を取得する相手方も善意取得ができそうだが、それは否

定すべきである。善意取得の認められる場合を狭く解する説によればもとより、広く解する説によっても、制限行為能力者保護の法的見地に照らせば、この場合には、善意取得を認めるべきではないからである。したがって、この直接の相手方から手形を譲渡される第三者の段階ではじめて善意取得が生じうる。

* 71頁9行目～21行目

形行為の権限を有していると解される（会社14条1項，商人の営業に関しては，商25条1項）。会社の経理担当者として任せられた会計事務の中には、当然手形の振出し・裏書等も含まれると解される。したがって、特別な代理権の授与は不要である。また、会社の営業部長、支店長についても、手形行為の権限を有すると認められる。同様に、本店または支店の支配人は、その本店または支店の事業に関する一切の行為をなす権限を有するから（会社11条1項，商人の営業に関しては，商21条1項），当然に手形行為の権限を有する。

これらの者が、会社内部の業務上の取り決めに違反して手形行為をなす場合、または、実際には会社の内部的にまったく手形行為をなす権限を与えられていない場合にも、これらの者の代理権に加えた制限をもって善意の第三者に対抗することはできない（会社11条3項・14条2項）から、会社は手形上の責を免れない。上の制限に違反してなされた手形行為も有効である。会社の代表者に関しても同様のことがあてはまる（会社349条4項・5項・599条4項・5項）。

* 72頁上から2行目

一致して、心裡留保に関する民法93条ただし書の規定を類推適用して、相手方

* 72頁本文下から3行目

法93条ただし書のいわゆる真意とは表示上の効果意思が内心に実在しないこと

* 72頁脚注1行目

4) 判例は、民法93条ただし書の類推適用を、代理人による権限濫用行為の場合について

* 74頁下から4行目

べきとしている（最判昭38・11・19民集17巻11号1401頁）。これを支持してよい。

* 77頁(イ)

(イ) 表見支配人の手形行為 支店長などの営業所における事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、実際には支配人に選任されていないときであっても、支配人と同一の権限を有するものとみなされる（会社13条・商24条）。これを表見支配人という。このような表見支配人が本人たる企業主のために手形行為の代理をなした場合には、実際には代理権のないときにも、企業主は善意の取得者に対して手形上の責任を負う（会社13条・商24条6）。

* 77頁脚注6

6) 近時の判例は、会社法13条にいう「相手方」についても、表見代理に関してと同様に、直接の相手方に限られるとするが(前掲最判昭59・3・29)、学説はこれに反対し、手形行為については直接の相手方に限らずに、第三取得者も含まれると解する見解が有力である。さらに、学説上、13条に関して重過失を悪意と同視する見解が有力である。

* 77~78頁(口)

(口) 表見代表取締役の手形行為 株式会社において会社を代表して会社のために手形行為をなす権限を有するのは代表権をもつ代表取締役であるから、通常、会社の手形行為は、代表者である旨を表示して代表者が記名捺印をすることによって行われる。そこで、会社が代表取締役以外の取締役に社長、副社長、その他専務取締役、常務取締役などの会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、この取締役に、会社を代表してなした手形行為については、会社は手形上の責任を負わなければならない(会社354条、さらに421条)。この場合にこれらの者を表見代表取締役という。

この規定によって保護されるのは表見代表取締役が実際には代表権限を有していないことを知らない手形取得者であり、第三者が重過失によりこの事実につき不知であるときには悪意と同視され、会社は責任を負わない(最判昭52・10・14民集31巻6号825頁)。以上は、表見代表取締役が代表権を欠くとともに、会社の内部業務の分掌上、何ら権限の与えられていない場合についてである。

他方、代表権を有してはいないが、会社内部では経理事務を担当している場合には、会社法354条の規定によるばかりでなく、さらに、会社法14条の規定によっても、会社は善意の手形取得者に対して手形上の責任を負うべきことになる。なお、会社法354条の趣旨に照らせば、表見代表取締役が無権限で代表取締役の記名捺印を代行して手形行為をなす場合にも、会社は手形上の責任を負うと解される。

****以下8行を削除****

* 78頁以下の 5.(1)部分

5. 利益相反取引と手形行為

(1) 承認を要する「取引」と手形行為

取締役と会社との間の取引は、その需要が認められる反面、取締役が会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図る危険がある。そこで、会社法356条1項2号・3号(取締役会設置会社については365条)は、取締役と会社との間の利益相反取引についてその公正性を確保するために、株主総会の承認(取締役会設置会社においては取締役会の承認)を要するものとしている。直接取引についてだけでなく、いわゆる間接取引についても同様である。これらの規定に関しては(以下では365条として示す)、図-13のような手形行為が会社法365条にいう「取引」にあたるか否かについて争いがある7)。

会社法365条に違反する手形行為の効果は、古くから大きな争点になってきたが、善意の第三取得者の保護とのかかわりで、まず、同条が手形行為にも適用があるか否かが問題になる。手形取引への会社法365条の適用を否定する非適用説は、手形行為の原因関係については取締役会社間に利害相反関係が生じるため、取締役会の承認を必要とするが、手形行為自体は取引の決済手段として手段的・無色的性質を有し、それ自体について取締役会社間に利害衝突を生ずる恐れはないため、会社法365条の立法趣旨に照らしてこの規定の適用はないと

する。

これに対して、判例は古くから一貫して適用を肯定してきた。今日の判例（最判昭46・10・13民集25巻7号900頁。この判例に関しては川村・会社百選104頁）および通説は適用を肯定して、手形行為者は手形行為によって原因関係とは別個の手形債務を負担し、かつ、手形債務は拳証責任の転換、抗弁の切断、不渡処分、手形訴訟による追及といった不利益を伴う厳格な債務であって、強い利害の衝突を生むのだから、手形行為に会社法365条の適用がないとするのは、不相当であるとする（***前掲トル***田中〔誠〕・再全訂会社法詳論上618頁、大隅=今井・新版会社法論中216頁）。

他方、手形取引にとどまらずに、直接取引および間接取引全般に関して、善意の第三者の保護を図る見解として、会社法365条違反の取引も有効なものとする有効説、および、取締役会社間でのみ無効と解する後述の相対的無効説がある。有効説に対しては、債務履行後に会社が取引の無効を主張して原状回復を求めることができないという欠点があると指摘され、他方この説も、取締役または悪意の第三者に対しては、権利濫用・一般悪意の抗弁を対抗して請求を拒めるとしており、実質的結果においては相対的無効説に接近する。

* 79頁図 - 13

商265条違反を利益相反取引に変更。

* 79頁脚注7

7) 手形取引について会社法365条の適用が問題となった実例のほとんどは、会社がその取締役に対して約束手形・為替手形を振り出し、引き受け、あるいは裏書譲渡し、また、取締役のために手形保証、隠れた手形保証をなすという直接取引にかかわるものである。しかし、代表取締役の個人債務のために振り出した約束手形上になされた会社名義の偽造の手形保証を、この者が会社を代表して追認した場合に、この追認行為は会社法365条の取引にあたりとされた間接取引の例もある（静岡地沼津支判昭56・9・1判時1047号151頁）。

* 80頁下から3行目

関する民法93条ただし書による無効の場合に、通謀虚偽表示

* 81頁(3)部分

(3) 手形行為への相対的無効説の適用

相対的無効説による場合に、会社側が第三者の請求を拒むために主張し証明すべき第三者の悪意の内容は、このが取締役会の承認のないことを知っていたことに加え、さらに、当該取引が会社法365条の取引にあたるか否かに関して個別的具体的基準をとる場合には、この取引が取締役会の承認を要する取引であることを知っていたことであると解される(田中〔誠〕再全訂会社法詳論上622頁、最判昭46・12・23金判300号3頁)。

この場合に、この第三者の保護要件としては、重過失がなければよく、軽過失があっても保護される。なぜなら、会社の利益保護のためには第三者の軽過失は保護されないとすべきだろうが、一方では、会社側については会社自身の機関が違法な行為をなしているのであるし、他方では、取締役は会社に対して忠実義務を負っているため、会社の外部者である第三者は、当然必要な対内的手続はとられているものと考えてよいからであるとされる(西原「商

法二六五条と手形行為」金法 636 号 65 頁)。そして、手形取得者は、社会通念に照らして疑念を抱くべき相当な理由のある場合を除き、手形面上取締役の自己取引である旨が分かっても、格別な調査義務を負わないと解してよい。従来、実務慣行上、手形面上に代表取締役の記名捺印のある「取締役会承認済」の記載をしたり、または、その旨の付箋を貼付することが行われてきたが、法律的にはこれにより何ら真実に取締役会の承認が行われたことが担保されるわけではない。反面、これにより自己取引に当たることが手形上明らかになるが、しかし、手形取得者は上述のように当然に必要な手続は取られているものと考えてよいから、取締役会議事録を調査すべき義務を負うことはない⁸⁾。

ところで、会社法 365 条に違反する行為はどのような行為として無効なのだろうか。この点に関しては、会社法 365 条 2 項は直接取引について株主総会（取締役会）の承認がある場合には、民法 108 条の規定を適用しない旨定めているので、この規定の反対解釈として、承認を受けない違反行為のうち取締役が会社を代表して自分と取引をなす場合（自己契約）のように直接取引の一部は無権代理行為に相当し、無効となるとはいえるが、すべての直接取引・間接取引を考慮に入れれば、結局、違反行為は無権代理行為に準じて無効な行為ということになる。

手形行為に相対的無効説を適用するというこの意味は、会社法 365 条違反の手形行為の無効について善意の第三者保護を図るための根拠付けを、人的抗弁の構成に委ねるのではなく、手形行為の無効という物的な抗弁が存在するにもかかわらず、手形流通の保護のために、手形行為者が善意の第三者に対して手形上の責を負うとの構成に依ることを意味する。それは、手形法理上は、無権代理行為に対して、表見代理の法理により本人が手形上の債務を負担する場合と同様である。表見代理におけるとの差異は、表見代理の場合には行為の成立の相手方が保護されるのに対して、この場合には第三取得者が保護されるという点にある。

さらに、会社法 365 条違反の手形行為について、裏書により善意の第三者から手形を譲り受けた悪意者に対して、会社は手形行為の無効を主張して支払を拒むことができるかという問題がある。手形法理上、人的抗弁に関して、善意の中間者から手形を取得する者は前者の取得において切断された人的抗弁につきその悪意の有無を問わずに対抗されないとされ（最判昭 37・5・1 民集 16 巻 5 号 1013 頁）、また、物的抗弁である無権代理に関して、直接の相手方に対して表見代理の要件が充たされ、本人が手形上の責任を負うべき場合には、その後の取得者に対しては善意・悪意を問わずに常に責めを負うことになるとされている（最判昭 35・12・27 民集 14 巻 14 号 3234 頁）。

その理由は、いずれも、後者である取得者は、善意の前者が有している手形上の権利を裏書により承継取得することにある。手形法理上このような広く一般的にとられている価値判断は維持されるべきであり、この場合に、会社はその後の取得者に対して手形行為の無効を主張できないと解すべきである（大隅＝河本・94 頁）。

* 81 頁に脚注 8 を追加

8) この点は、このような会社が債務者になっている手形に対して支払う支払銀行の側にも当てはまる。当座勘定規定 19 条は、銀行は手形行為に取締役会の承認を必要とする場合でも、その承認の有無について調査せずに支払うことができる旨を規定する。

* 84頁 2.部分

2. 名板貸人の責任（会社9条）

手形行為に関する名義貸人の責任については、会社法9条（商人については商14条）の規定する名板貸人の責任が問題となる（図 -14 参照）。事業または営業について自己の名義の使用を許諾する場合には、手形行為は事業または営業上の行為中に含まれると解されるから、手形行為に関しても、会社法9条が適用されて、名義借人のなした手形行為について、名義貸人は、悪意・重過失なくして名義貸人を事業主であると信頼して手形を取得する者に対して手形上の責任を負う（最判昭42・2・9判時483号60頁）。

* 87頁上から2行目

条の適用要件の中で、被用者が「その事業の執行について」第三者に損害を加え

* 87頁下から6行目

としての効力を生ずるにすぎないとする（民119条ただし書）。

* 95頁脚注下から4行目

信頼内容の面で疑問である。河本=田邊96頁は、交付者の交付権限に信頼する受取人

* 107頁脚注

と解すべき」と判示した。この手形にあつては、満期が変造された上で、振出日が補充された結果、変造前の満期は振出日より前の日となっている。本件控訴審判決は、本件手形の変造前の支払呈示期間は平成3年11月26日までであり、振出日である同月25日の後にも支払呈示期間内に呈示することが可能であるから、本件手形は有効であると判示したが、本最高裁判決は、たとえ支払呈示が可能であったとしても、本件手形は無効というべきとしたものである。

手形の文言性に基づく外観解釈の原則に照らし、かつ、満期が変造されたとの抗弁は物的抗弁であつて、手形取得者保護よりも債務者保護が優先すべきケースであることに照らせば（ただし、本件では振出人側に満期の記載方法に不用意な点があり、文言の改ざんを容易ならしめた事情があるのではないかと推測される）、本最高裁判決を支持すべきである。手形取得あるいは手形割引に際して、満期日と振出日のように対比されるべき記載相互間の不整合の有無についても注意を払って、手形上の記載をチェックする必要がある（川村・金法1492号10頁以下）。

* 110頁上から9行目

形として、不渡届の対象から除外されることはないとされ、そして、振出日、受取人名白地のまま交

* 114頁上から3行目

力をもってのみ譲渡できるにすぎず（11条2項）、この譲渡には人的抗弁の切断の法理は

* 114頁11行目

分なものである4)。なお、統一手形用紙に印刷された指図文句を抹消すること

* 上記に対応する脚注

4) 本事案は、喫茶・レストラン経営者のAが、サラ金業者の甲に元従業員Bを紹介したところ、Bが借金を返済せずに行方不明になったとして、甲からBの債務を支払うよう強要され、約束手形を振出すことにしたが、第三者に裏書される事態をおそれて電話で乙弁護士に相談したところ、同弁護士に受取人欄に「甲殿限り」と記入して振出せばよいと助言されて、受取人欄の受取人氏名に続けて、それよりも小さな文字で「限り」と記載して振出したというものである。

* 123頁下から6行目

観理論に依拠した手形法 10 条の類推適用により、善意の第三者に対して、署名者は白地手形を振り出したと同

* 135頁脚注下から3行目以下

識にとって、白地補充権を単に債務者の意図どおりに補充させるという権限とみることが無理があるというべきであろう。白地補充権は代理権限に対比されるべきものと解するよりも、やはり権利としての性格を認めるべきではないだろうか。

* 138頁下から10行目

となつてこないだろうか。このような補充権をいつまでに行使すべきか、いつを満期とすべきかを確定できない場合をも、当事者の意思の合理的解釈

* 152頁上から12 - 13行目

る権利推定が働き、この規定の適用に必要な要件事実の明示的な主張は不要であるとする(最判昭 45・6・24 民集 24 卷 6 号 712 頁) 3)。

* 上記に対応する脚注

3) 最判昭 45・6・24 は、「手形法 16 条 1 項の適用を主張するには、連続した裏書の記載のある手形を所持する事実を主張することを要とするのが判例(最判昭 41・3・4 民集 20 卷 3 号 406 頁)であるが、およそ手形上の権利を行使しようとする者は、その所持する手形の裏書の連続が欠けているような場合は格別、裏書が連続している限り、その連続する裏書に基づき権利者となっていることを主張するのが当然であって、この場合、立証が必ずしも容易でない実質的権利移転の事実をことさらに主張するものとは、通常考えられないところである。それゆえ、原告が、連続した裏書の記載ある手形を所持し、その手形に基づき手形金の請求をしている場合には、当然に、16 条 1 項の適用の主張があるものと解するのが相当である。そして、これにより被告がその防御方法として 16 条 1 項の推定を覆すに足りる事由を主張立証しなければならぬ立場に置かれるとしても、原告の所持する手形に連続した裏書の記載があることは容易に知りうるところであるから、被告に格別の不意打ちを与え、そ

の立場を不安定にするおそれがあるものとはいえないのである。」と判示する。

* 152頁最下行

り本来の受取人名が意義をもつものとすれば、受取人名の変造がある場合には、常に裏書の連

* 169頁脚注

5) 詐害行為取消しの訴えの認容判決による取消しの効力は相対的であって、取消訴訟の当事者である債権者と受益者または転得者との間で詐害行為を無効にするにとどまり、訴訟に關与しない債務者、受益者、転得者にとって何ら影響を及ぼさないとするのが確立した判例であり(大判明44・3・24民録17輯117頁、最判昭39・7・10民集18巻6号1078頁)、通説であるが、隠れた取立委任裏書の裏書人甲に対してなされた裏書の効力が詐害行為取消しの判決の認容により排除されたときには、この隠れた取立委任裏書の被裏書人乙に対しても取消判決の効力が及び、手形債務者は、認容判決により甲に対する裏書の取り消された旨の人的抗弁を、乙の善意・悪意にかかわらずなく対抗できるとする判例がある(最判昭54・4・6民集33巻3号329頁)。

なお、甲に対する裏書が取り消され無効になったという抗弁は、本質において、甲が無権利であるという抗弁(無権利の抗弁)にあたりと解されて、この人的抗弁の制限は手形法17条によるのではなく、16条2項によることになりそうである(後述226頁)。しかし、詐害行為取消しの効力が相対的なものであることに照らせば、その取消しは手形法17条の人的抗弁事由として取り扱うのが適切であろう。

* 170頁上から14行目

被裏書人が破産すれば、裏書人は取戻権(破62条)を有することになる。信

* 173頁上から1-2行目

人が破産すれば手形はその破産財団に歸し、被裏書人の破産の場合には、裏書人は取戻権を有する。

* 178頁下から7行目

れた場合にも即時に善意取得を認め、第二に、民法192条では軽過失があれば保護

* 183頁上から3行目

であるが、この両者をパラレルに考えてよいということをあげるものがある。手形法

* 189頁下から7行目

さらに、近年、上場企業ないしこれに準ずる優良企業から商取引に基づい

* 200頁上から5行目

具体例でみると、近時の判例（東京高判平元・4・12 金法 1235 号 35 頁）は、図 -8 に示す

* 202頁上から7行目

する場合には取得者は悪意ではない。この場合には、債務者が対抗できる抗

* 205頁下から4行目に以下を続ける

ただし、債務者が抗弁援用に先立って解除権・取消権を行使する必要があることは別の問題である。債務者が最終的に解除権・取消権を行使しないときは、抗弁は存在しないことになる。

* 210頁上から3行目に以下を続ける

2. 手形抗弁と訴訟

手形抗弁は、訴訟法上で、被告が主張責任・証明責任を負担する訴訟上の抗弁とは区別される。手形抗弁は、特定の事由の有無が手形債務者と第三取得者との間で手形金請求を否定することになるか否かを問題にしているが、主張責任・証明責任を考慮して定められているものではない。手形抗弁の多くは、訴訟上の抗弁の性質を有するが、すべての手形抗弁がそうではなく、訴訟上は単なる否認にすぎないものも含まれている。

たとえば、原告は、振出人である被告に対して手形金の請求をするためには、証明責任の分配に関する一般原則に従って請求原因事実に関して証明責任を負い（前述 99 頁）、被告が自己の印鑑を用いて真正に振り出した、手形要件を完備し、かつ裏書の連続している約束手形を所持していることを主張し、これを証明しなければならない（この点に関しては、前述 154 頁）。

これに対して、被告が偽造・変造の抗弁、手形要件欠缺の抗弁、裏書不連続の抗弁を提出するとき、これらの抗弁は原告が証明責任を負う事実を否定したり、これと相容れない事実を陳述するものであるから、これらは訴訟上の否認（とくに積極否認）にあたることになる（下出・辻・川鍋・東・手形・小切手訴訟の手びき（1986 年）200 頁、村重編・裁判実務体系 2 手形小切手訴訟（1984 年）162 頁「松津」）。

他に、無権代理の抗弁、権利の保全手続を欠く旨の抗弁、満期末到来の抗弁があげられる。たとえば、偽造の抗弁については、被告としては、手形行為をしたという原告の主張を争って、この点について裁判官を真偽不明の心証に持ち込めばよい。手形行為が無権代理行為によるものであると主張する無権代理の抗弁については、原告側で被告が代理権を授与したことを請求の原因事実として主張し証明しなければならない。

上記以外の物的抗弁や人的抗弁（署名後未交付の手形を盗難・紛失した旨の抗弁も含まれる）については、被告側が証明責任を負い、訴訟上の抗弁にあたる（下出他・前掲書 290 頁以下）。さらに、後述 279 頁注 8）・292 頁 2) を参照のこと。

* 上記に対応する脚注

2) さらに、原因関係の消滅・無効等の抗弁の主張責任・立証責任に関しては、後述 217 頁。

* 210頁上から9行目から最下行まで（脚注2部分）

(削除)

* 212頁上から11～13行目

(3) 供託・除権決定・時効消滅の抗弁

供託による手形債務の消滅の抗弁(手77条1項3号・42条), 除権決定によって手形が無効となった旨の抗弁(非訟148条1項・159条2項)は, 手形上の記

* 213頁脚注4を以下のように差し替え

4) 手形の無因性に依拠すれば, 手形関係は原因関係の有効, 無効, 不存在又は消滅にかかわらず有効に成立する。しかし, 無因性の構成においても, 原因関係上の当事者間では原因関係は意義を有すべきとされ, 原因関係の無効等の場合に, 手形授受の直接の当事者間において, 手形債権者は有効な手形債権を有するが, 手形債務者は無効等に基づき反対権である抗弁権を有するものと解される(前述 2.2)。右の抗弁権の本質は, 請求権の存在を前提としたうえで, その効力(請求力)を排除することにある。この場合に, 通常の債権行使の場合と異なり, 原因関係等の無効等についての主張責任・証明責任を手形債務者側が負担することになる。これに対して, 直接当事者間における抗弁対抗の根拠を後述する不当利得の抗弁の成立に求める見解に立っても, 証明責任の負担に関して同様の結果に到達しうが, あえてこのような不当利得の抗弁の構成を介在させる必要性は認められない。

さらに, 裁判実務上, 手形債務者が原因関係の欠缺を主張するには, 特定の原因関係の不存在を主張するだけでは足りず, 手形債権者の積極否認事実等弁論の全体に顕れた事実から原因関係となりうる事実についてもその不存在を主張立証する必要があるとされている(京都地判昭61・6・19判タ625号213頁)。明らかに, 手形債務者が単に自己の手形行為について原因関係のないことのみを主張するだけでは抗弁としての要件事実を欠き, 失当な主張ということになる(東京地判昭45・4・16判時599号88頁)。実際の訴訟においては, 債務者は, ある一つの特定の原因関係を指定して, その不存在を主張することになる。債務者がある原因関係の不存在を主張することは, 同時に当該手形行為はその他の原因によるものではなく, したがって, すべての原因関係は存在しないとの主張を含んでいるといえよう。

債権者の側としては, 債務者の主張に反論するか, あるいは, 手形行為の原因関係は債務者が指定するものとは別であると主張する必要が出てこよう。後者の場合は, 債務者の抗弁に対する再抗弁ではなく, 債務者の抗弁事実の積極否認としての意味を持つ(坂井・64頁)。そこで, 今度は債務者側で自己の主張する原因関係以外には原因の存在しないこと, または, 債権者の主張する原因関係となりうる事実の存在しないことをも主張・立証することが必要となる。

* 216頁最下行

融通手形の抗弁が単に融通手形であることを知って取得する第三者に対して対抗できないことの法的根拠は, 従来,

* 218頁上から11行

去されると解しているが, これらの説が融通手形(交換手形)である旨の抗弁だ

* 219頁下から9行目
は悪意と認められて、悪意の抗弁が成立すると解する(参照、大隅=河本・219頁以下)。

* 225頁上から4行目
所持人の手形取得行為に、裏書人の制限行為能力、無権代理等の瑕疵がある場合

* 228頁上から10行目
わけである8)。ただし、悪意の後者が、善意の中間者を傀儡として介在させた

* 228頁上から15行目
意の主張、証明はきわめて困難になってしまうとの批判がある(安倍「手形所持人の前者の善意と人的抗弁 属人性理論の実務的再認識」判タ 274号 46

* 228頁に脚注を追加
8) 前述88頁のように、このような善意の取得者の保護の反射的效果として譲渡の相手方が善意・悪意を問わずに保護されるという価値判断は、手形法上広く一般的にとられている。

* 231頁上から8行目
説である(大隅=河本・350頁、蓮井・手形百選(新版・増補)93頁、安倍・

* 233頁上から6行目
得の場合に抗弁が復活し、再対抗されることを根拠付けうる。
その法的根拠は手

* 253頁下から4行目
ある。すなわち、前述のように(239頁)、たとえば、所持人に対して裏書人が原因関係不存在的の抗弁等を有して

* 254頁上から10~12行目
知りながら主張、立証しないで取得する場合には、その抗弁を前者により対抗されることが認められるべきであろう(ただし、この抗弁を最も適切に主張、立証できるのは前者である)。この場合にだけ遡求義務者に抗弁の対抗

* 256頁最下行
できるか否かは遡求における受戻しの場合(248頁・254頁)と同様に考えられる。

* 266頁上から12行目

で、満期日の前日（すなわち、交換日は満期日となる）には取立銀行に手形を入金

* 266頁脚注1)を下記のように変更

1) 手形交換に際して、手形交換所を通して取立銀行と支払銀行との間で行われる手形・小切手の現物の授受は、双方の銀行にとり事務負担を伴い、経費がかかるものである。そこで、交換手形・小切手のデータだけを送ることにより決済ができれば、銀行の事務負担・経費を大幅に削減することができる。小切手に関しては、大量に小切手が利用されているアメリカをはじめとして諸外国で、このような方式が採用されている。このような方式をチェック・トランケーションという。大量の小切手の利用による交換事務の加重がこのような方式を生み出したわけである。

わが国でも、小切手のみならず手形をも対象とするチェック・トランケーション・システムの導入が検討され（岩原「チェック・トランケーションにおける法律上の問題 手形・小切手の簡易な取立方法の法律上の問題と解釈論的対応」金融法研究（資料編16）3頁以下）、全国銀行協会も、一時はチェック・トランケーション導入の方針を打ち出したが、その後、手形交換所では手形・小切手以外も交換されていること、導入にかかる費用が大きいことなどを理由に、チェック・トランケーション導入の方針を見直したため、実現の可能性はなくなっている。手形・小切手の利用が企業にとり大きな事務コストになると共に、他の支払決済手段が発達してきたため、近時その利用が大きく減少し、それに伴って、全国の手形交換所も統合が進められている。

現在、IT化の進む経済・金融の状況を踏まえて、企業の売掛債権の電子債権化という問題を検討する中で、手形の有する経済的機能を生かした電子手形の導入の可能性も検討されている（経済産業省・電子債権を活用したビジネスモデル検討WG「電子債権構想 IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」（平成17年4月13日））。

* 268頁脚注3)下から4行目

でないこと等を事由とする（形式不備，裏書不備，引受なし，呈示期間経過後，期日未到来等）

* 270頁13行目

支払われた手形債務の消滅のためには、証券の引渡し・破棄が必要である4)。

* 270頁に脚注4)を追加

4) 通常手形・小切手は、取立銀行に対して取立委任され、手形交換を通して支払銀行により支払われる。我が国の銀行実務では、支払銀行はこの支払済の手形・小切手を、振出人に返還することはなく、当座預金の払出伝票として保管をすることになる。したがって、受戻しなき支払済の抗弁という問題は、手形交換を通さずに直接に振出人が手形所持人に支払うという例外的場合に生じうる問題である。

* 274頁上から9行目

缺（制限行為能力者，破産者）の瑕疵に関しては，支払人側に証明責任があるこ

* 275頁脚注下から7行目

方，制限行為能力者，破産者のような受領能力の欠缺は支払人側に証明責任があるか

* 284頁下から13行目

為替手形については，引受拒絶の場合，支払人が破産手続開始決定を受けた場合，その支払停止また

* 284頁下から8行目

である。しかし，振出人が破産手続開始決定を受けた場合や支払停止の場合，振出人に対する強制執行

* 285頁上から3 - 4行目

成することが必要である(手44条5項)。振出人が破産手続開始の決定を受けた場合には，破産手続開始の決定書を提出するだけで遡求ができる(手44条6項)。前者の場合

* 285頁上から7 - 8行目

て，振出人の営業所または住所においてなすべきものとするが(最判昭57・11・25金判663号3頁)，正当である(前述265頁)。

* 286頁上から8 - 10行目

に，特別な手形・小切手訴訟制度が設けられている(民訴350条以下，小切手訴訟については民訴367条)。それは，第一審の前置的手続というべきものだが，手形訴訟の迅速簡易な処理のため，通常の訴訟手続に比して著しく証拠方法が制限されているのが特色である¹²⁾。

* 286頁脚注10)上から8行目

上述の判例の立場を支持しつつも，遡求権保全の効力までも認めうるかという

* 286頁に以下の脚注を追加。

12) 統一手形用紙によらない手形(私製手形)も手形としての要件を備えれば手形として有効であり，手形訴訟制度により提訴することも法的に可能である。しかし，近時，手形訴訟制度の有する簡易迅速な支払請求の実現という利点を悪用する事件が頻発している。それは，貸金業者が，貸付に際して主債務者及び連帯根保証人に，根保証限度額を額面金額として，自社を支払場所とする私製手形を共同振出させ，債務者が支払を怠ると手形訴訟を提起するというものである。

このような提訴に対して，裁判所は(東京地判平15・10・17判時1840号142頁，東京地

判平 15・11・17 判時 1839 号 83 頁) 厳しい態度をとっており、債務者をしてこのような手形を作成させるのは、債務者の抗弁を封じ、かつ、簡易・迅速に債務名義を取得して、債務者に対して強制執行手続をし、または、強制執行手続をすることを示して圧力をかけて金銭の取立をすることを目的としていると認められるとし、また、本件手形も手形本来の信用利用手段としての性格を有さず、流通も全く予定されていないものであって、本来の手形とは無縁な手形制度を濫用するものと認められるとして、このような私製手形により提起する手形訴訟は、手形訴訟制度を濫用(悪用)したものであるとしている。

* 288 頁下から 4 行目に以下を挿入

異議申立て後の第一審判決においては、判決が手形判決と符合するときには、判決中で「手形判決を認可する」旨を表示し、異なる判決の場合には、「手形判決を取消す」旨を表示することになる(民訴 362 条)。

* 290 頁節名変更

6.2 除権決定

* 290 頁下から 3 行目

を可能にする制度が公示催告・除権決定の制度である(非訟 141 条以下)。

* 290 頁最下行

(非訟 156 条 1 項・157 条)。申立人は裁判所に対し手形の盗難・紛失の事実および公示催

* 291 頁本文を以下のようにする

告を申し立てる理由のある旨を疏明しなければならない(非訟 158 条)。裁判所は申立てを適法と認めると公示催告の公告をする(非訟 143 条・144 条)。公示の日と権利を争う旨の申述の終期との間は少くとも 2 カ月以上であることを要する(非訟 145 条・159 条 2 項)。権利を争う旨の申述の終期迄に当該手形につき、権利者が権利を争う旨を申述しないときは、裁判所は申立人の申立てに基づいて当該手形を無効なものと宣言する(非訟 148 条 1 項・159 条 2 項)。これが除権決定である。

これにより、この手形は公示催告の時点に遡って無効となるのではなく、将来に向かってのみ無効となる。以後はそれによる権利行使も、善意取得もできなくなる(除権決定の消極的効力)。しかし、除権決定がなされても、この決定以前に手形を善意で取得した者の実質的権利はそれにより消滅しないと解すべきであり 1)、また、公示催告の公告があるだけでは、第三者は手形の喪失等の事実につき悪意・重過失があることにはならず、第三者は公示催告期間中でも善意取得することが可能である。

他方、除権決定によって、申立人には手形を所持するのと同じ形式的資格が回復される(非訟 160 条 2 項。これを除権決定の積極的効力という)。しかし、除権決定は申立人が実質的権利者であることを確認するものではない。除権決定がなされると手形は無効となるから、手形を所持する者が実質的権利者であっても無効な手形を所持するにとどま

* 291頁脚注を以下のように変更

1) 最判平 13・1・25 金判 1114 号 6 頁は、除権決定(判決)の効果は、当該手形を無効とし、申立人に手形を所持すると同一の地位を回復させるにとどまり、申立人が実質上手形権利者であることを確定するものではなく、手形が善意取得されたときは、当該手形の従前の所持人は、その時点で手形上の権利を喪失するから、その後除権決定(判決)を受けても、手形を所持するのと同一の地位を回復するにとどまり、手形上の権利までをも回復するものではなく、手形上の権利は善意取得者に帰属すること、および、除権決定(判決)の前提となる公示催告手続における公告の現状からすれば、善意取得者が除権決定(判決)までに権利の届出をすることは困難な場合が多く、除権決定(判決)により善意取得者が手形上の権利を失うとするのは手形流通保護の要請を損なうことを理由として、「除権決定(判決)の言渡しがあったとしても、これよりも前に当該手形を善意取得した者は、当該手形に表章された手形上の権利を失わないと解するのが相当である」と判示した。除権決定がなされた後にも、善意取得者は除権決定以前に手形を取得したことを証明して、当該手形により権利を行使できると解される。

* 292頁上から4行目

非訟 156 条 1 項は公示催告の申立権者を「最終の所持人」と規定するが、手形・

* 292頁上から10行目

は、除権決定をえて、その後善意・無重過失で取得する者に対して支払

* 292頁本文最下行

て除権決定をえた者は、白地手形の所持人としての地位を回復するが、判例

* 292頁脚注1) 1, 2行目

2) 既存債権の支払のために振り出された手形が除権決定(判決)により無効となった場合に、債務者には二重払いの危険があるので、除権決定(判決)を受けた所持人が約束

* 293頁上から1行目から10行目

は、この除権決定をえた者が、手形外で白地を補充する旨の意思表示をして手形上の権利を行使することはできず、また、手形債務者に対して喪失手形と同一内容の白地手形の再発行を請求する権利も有していないとする(最判昭 51・4・8 民集 30 卷 3 号 183 頁)。

これによれば、所持人は手形債務者から任意的に手形の再発行を受けられない限りは、原因債権、利得償還請求権または不当利得返還請求権を行使するほかはないことになる。確かに、除権決定の効力により手形を所持するのと同じ形式的資格が回復されるにすぎないことに照らせば、手形の再発行請求権を認めることは不当である。しかし、除権決定は手形上の権利の行使の前提である手形の所持に代わる効力を有するというに照らせば、除権決定をえた者に手形外の意思表示による白地の補充を認めてよいと考えられる(上柳・民商 76 卷 2 号 257 頁、大隅=河本・480 頁)。

* 294頁上から14行目

民法140条ただし書のような制限はない。手形上の権利の行使等は、常に取引時

* 295頁上から4行目

年に延長される(民174条の2第1項)。さらに、手形が原因債権に対する手

* 296頁下から4行目

持人は、盗難等により手形を喪失して、いまだ除権決定を受けていない場合

* 297頁下から7行目、「・・・にも適用がある。」以下に続ける

なぜなら、手形法が、手形行為独立の原則に基づき、70条で各手形債務者について時効期間の別個独立性を認め、71条で債務者側について時効中断の人的効力を明示して、手形債務の時効については基本的に独立性が認められるとしている以上は、71条の法解釈論として、同条の時効中断の人的効力は、法文の直接的に示す債務者側についてだけでなく、債権者側についても及ぶと解するのが自然だからである。

* 300頁下から5行目

れは、原因債権の行使(隠れた手形保証に当たって、民法上の保証に基づいて請求することも含めて)、利得償還請求権の行使の問題として、または、最判

* 305頁上から12行目

形を所持することなく、また除権決定も得ないで、自分が実質上の権利者で

* 306頁下から17行目

(商501条4号にいう「手形に関する行為」によって生じた債権)に準ずるも

* 306頁下から10行目

用されるべきである、あるいは、商法522条ただし書の趣旨に準じて手形法70

* 315頁下から12～15行目

為替手形の支払人の支払権限は、小切手の場合と異なり(小32条2項)、支払人が引受けをしていない限り、支払呈示期間内に手形の呈示がないときや、支払委託の取消し(撤回)がなされたときには消滅する。小切手と異なり、為替手形の場合には、振出人は支払人による支払または引受けがなされる以前は、いつでも自由に支払委託を撤回でき

* 318頁上から5～10行目

めに応じて成立する（手 21 条）が，引受けを契約として理解しようとするとき，この相手方が制限行為能力者や無権利者である場合には引受けの成立を認めえないという不都合が生ずる。さらに，支払人は引受けを手形金額の一部に限ることができる（手 26 条 1 項但書）が，これは引受人の意思だけでできることである。したがって，以上より引受けは相手方のない単独行為と解されるべきであり，呈示人が制限行為能力者，無権利者であるときにも有効に成立すると解する。さ

* 328 頁上から 2 行目

期限後の譲渡（参照，小 24 条 1 項）の場合には，期限後裏書のなされた場合と同様と解される（大判昭 7・2・5 民集 11 卷 3 号 183 頁，最判昭 38・8・23 民集 17 卷 6 号 851 頁）。したがって，たとえば，期限後の交付による小切手の譲渡には，善意取得に関する小切手法 21 条の適用は否定される（前掲最判昭 38・8・23）。

* 332 頁上から 4 行目

に直接に不渡事由を記載して，呈示の日を付し，支払銀行の押切印（割印）を押捺するとい

* 335 頁下から 6 行目

払うことができること（2 項）に，この規定の実質的意義があるとされる。
わが国の実

* 336 頁上から 3 行目

が正当な権利者か否かの調査は困難だから，支払を留保し

* 337 頁脚注下から 6 行目

なすか否かは銀行側の判断に委ねられていると解される。しかし，支払人として

* 338 頁最下行

託の取消し）を許さないとするものと解されるのである（詳しくは，川村「銀行取引法と小切手」一橋大学研究年報法学研究 14 338 頁以下）。

＊ 資料に以下を追加

銀行取引約定書 (昭和 37 年 8 月 6 日全国銀行協会連合会)

廃止, 平成 12 年 4 月 18 日

平成 年 月 日

銀行名

住 所

本 人 印

住 所

保証人 印

私は, 貴行との取引について, 次の条項を確約します。

第 1 条(適用範囲) 手形貸付, 手形割引, 証書貸付, 当座貸越, 支払承諾, 外国為替その他いっさいの取引に関して生じた債務の履行については, この約定に従います。

私が振出, 裏書, 引受, 参加引受または保証した手形を, 貴行が第三者との取引によって取得したときも, その債務の履行についてこの約定に従います。

第 2 条(手形と借入金債務) 手形によって貸付を受けた場合には, 貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます。

第 3 条(利息, 損害金等) 利息, 割引料, 保証料, 手数料, これらの戻しについての割合および支払の時期, 方法の約定は, 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には, 一般に行なわれる程度のものに変更されることに同意します。

貴行に対する債務を履行しなかった場合には, 支払うべき金額に対し年 %の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 4 条(担保) 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは, 請求によって, 直ちに貴行の承諾する担保もしくは増担保を差し入れ, または保証人をたてもしくはこれを追加します。

貴行に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は, すべて, その担保する債務のほか, 現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。

担保は, かならずしも法定の手続によらず一般に相当と認められる方法, 時期, 価格等により貴行において取立または処分のうえ, その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし, なお残債務がある場合には直ちに弁済します。

貴行に対する債務を履行しなかった場合には, 貴行の占有している私の動産, 手形その他の有価証券は, 貴行において取立または処分することができるものとし, この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します。

第 5 条(期限の利益の損失) 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には, 貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い, 直ちに債務を弁済します。

1 支払の停止または破産, 和議開始, 会社更生手続開始, 会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

3 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押, 保全差押または差押の命令, 通知が発送されたとき。

4 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。

次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 1 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- 2 担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。
- 3 私が貴行との取引約定に違反したとき。
- 4 保証人が前項または本項の各号の1にでも該当したとき。
- 5 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条(割引手形の買戻し) 手形の割引を受けた場合、私について前条第一項各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について、また手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形の主債務者について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときはその者が主債務者となっている手形について、貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。

割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。

前2項による債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。

第7条(差引計算) 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貴行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。

前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第7条の2(同前) 弁済期にある私の預金その他の債権と私の貴行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。

満期前の割引手形について私が前項により相殺する場合には、私は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、貴行が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができません。

外貨または自由円勘定による債権または債務については、前2項の規定にかかわらず、それらが弁済期にあり、かつ外国為替に関する法令上所定の手続が完了したものでなければ、私は相殺できないものとします。

前3項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。

私が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

第8条(手形の呈示、交付) 私の債務に関して手形が存する場合、貴行が手形上の債権によらないで第7条の差引計算をするときは、同時にはその手形の返還を要しません。

前2条の差引計算により貴行から返還を受ける手形が存する場合には、その手形は私が貴行

まで遅滞なく受領に出向きます。ただし、満期前の手形については貴行はそのまま取り立てることができます。

貴行が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、次の各場合にかぎり、手形の呈示または交付を要しません。なお、手形の受領については前項に準じます。

- 1 貴行において私の所在が明らかでないとき。
- 2 私が手形の支払場所を貴行にしているとき。
- 3 手形の送付が困難と認められるとき。
- 4 取立その他の理由によって呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき。

前2条の差引計算の後なお直ちに履行しなければならない私の債務が存する場合、手形に私以外の債務者があるときは、貴行はその手形をとめおき、取立または処分のうえ、債務の弁済に充当することができます。

第9条（充当の指定）弁済または第7条による差引計算の場合、私の債務金額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

第9条の2（同前）第7条の2により私が相殺する場合、私の債務金額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。

私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。

前2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、また満期前の割引手形については買戻債務を、支払承諾については事前の求償債務を私が負担したのものとして、貴行はその順序方法を指定することができます。

第10条（危険負担、免責条項等）私が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または私が貴行に差し入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代り手形、証書を差し入れます。この場合に生じた損害については貴行になんらの請求をしません。

私の差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。

万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、手形面記載の金額の責任を負います。

手形、証書の印影を、私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負います。

私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

第11条（届け出事項の変更）印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。

前項の届け出を怠ったため、貴行からなされた通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 12 条（報告および調査） 財産， 経営， 業況について貴行から請求があったときは， 直ちに報告し， また調査に必要な便益を提供します。

財産， 経営， 業況について重大な変化を生じたとき， または生じるおそれのあるときは， 貴行から請求がなくても直ちに報告します。

第 13 条（適用店舗）この約定書の各条項は， 私と貴行本支店との間の諸取引に共通に適用されることを承認します。

第 14 条（合意管轄）この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には， 貴行本店または貴行支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保証人は， 本人が第 1 条に規定する取引によって貴行に対し負担するいっさいの債務について， 本人と連帯して保証債務を負い， その履行についてはこの約定に従います。

保証人は， 貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更， 解除しても免責を主張しません。

保証人が保証債務を履行した場合， 代位によって貴行から取得した権利は， 本人と貴行との取引継続中は， 貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があれば， その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

以 上

* 参考文献を以下のように変更

参考文献

- [伊沢] 伊沢孝平『手形法・小切手法』（1949年，有斐閣）
- [石井=鴻] 石井照久=鴻常夫『手形法・小切手法（商法）』（1975年，勁草書房）
- [上柳] 上柳克郎『会社法・手形法論集』（1980年，有斐閣）
- [大隅=河本] 大隅健一郎=河本一郎『注釈手形法・小切手法』（1977年，有斐閣）
- [川村・手形抗弁] 川村正幸『手形抗弁の基礎理論』（1994年，弘文堂）
- [河本=田邊] 河本一郎=田邊光政『約束手形法入門〔第5版〕』（2001年，有斐閣）
- [河本他] 河本一郎・河合伸一・田邊光政・西尾信一『新版手形小切手の法律相談』（1992年，有斐閣）
- [木内] 木内宜彦『手形法小切手法（第二版）』（1982年，勁草書房）
- [倉澤] 倉澤康一郎『手形法の判例と論理』（1981年，成文堂）
- [後藤] 後藤紀一『要論手形小切手法』（1992年，信山社）
- [小橋] 小橋一郎『新版手形法小切手法講義』（1982年，有信堂高文社）
- [小橋・基礎理論] 小橋一郎『有価証券法の基礎理論』（1982年，日本評論社）
- [坂井] 坂井芳雄『裁判手形法（増補）』（1975年，一粒社）
- [鈴木=前田] 鈴木竹雄=前田庸『手形法・小切手法（新版）』（1992年，有斐閣）
- [関] 関俊彦『金融手形小切手法〔新版〕』（2003年，商事法務研究会）
- [高窪・現代] 高窪利一『現代手形・小切手法（三訂版）』（1997年，経済法令研究会）
- [高窪・通論] 高窪利一『手形法・小切手法通論』（1982年，三嶺書房）
- [竹田] 竹田省『手形法小切手法』（1955年，有斐閣）
- [田中〔耕〕] 田中耕太郎『手形小切手法概論（改訂版）』（1935年，有斐閣）
- [田中〔誠〕] 田中誠二『手形・小切手法詳論』上下（1968年，勁草書房）
- [田邊] 田邊光政『最新手形法小切手法〔四訂版〕』（2000年，中央経済社）
- [田邊・手形流通] 田邊光政『手形流通の法解釈』（1976年，晃洋書房）
- [前田] 前田庸『手形法・小切手法入門』（1983年，有斐閣）

- [山尾] 山尾時三『新手形法論』(1935年, 岩波書店)
- [講座1~5] 鈴木竹雄=大隅健一郎編『手形法・小切手法講座』1~5(1964・1965年, 有斐閣)
- [法学演習講座7] 星川長七=山口幸五郎=堀口巨=酒巻俊雄編『法学演習講座7 手形法・小切手法〔改訂版〕』(1985年, 法学書院)
- [商法演習] 鈴木竹雄=大隅健一郎編『商法演習 会社(2), 手形・小切手(2), 等』(1963年, 有斐閣)
- [新商法演習3] 鈴木竹雄=大隅健一郎他編『新商法演習3 手形・小切手』(1974年, 有斐閣)
- [会社百選] 別冊ジュリスト 『会社判例百選(第六版)』(1998年, 有斐閣)
- [手形百選] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選』(1963年, 有斐閣)
- [手形百選(新版・増補)] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選(新版・増補)』(1976年, 有斐閣)
- [手形百選(三版)] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選(第三版)』(1981年, 有斐閣)
- [手形百選(四版)] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選(第四版)』(1990年, 有斐閣)
- [手形百選(五版)] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選(第五版)』(1997年, 有斐閣)
- [手形百選(六版)] 別冊ジュリスト 『手形小切手判例百選(第六版)』(2004年, 有斐閣)
- [商法の判例三版] 増刊ジュリスト 『商法の判例 第三版』(1977年, 有斐閣)

雑誌他略称

- [金判] 金融・商事判例 [評論] 法律評論
- [金法] 旬刊金融法務事情 [法協] 法学協会雑誌
- [ジュリ] ジュリスト [法時] 法律時報
- [商事] 商事法務 [法セ] 法学セミナー
- [新聞] 法律新聞 [民商] 民商法雑誌
- [判時] 判例時報
- [判タ] 判例タイムズ